

## 千葉県高圧ガス輸送保安基準

### (目 的)

第1条 この基準は、車両による高圧ガスの輸送について、保安事項を具体的に定め、輸送業者等及び荷送人若しくは荷受人がこれを指針とし、実行することによって災害を防止することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 輸 送 車     | 高圧ガスの充填容器等(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)を固定又は積載した車両であって、道路交通法第3条に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいう。 |
| (2) タンクローリ等   | 車両に固定した容器により高圧ガスを輸送する車両をいう。   |
| (3) 輸 送 業 者 等 | 高圧ガスの輸送業者、第一種製造者、販売業者又は消費者であって、高圧ガスを輸送する者をいう。   |
| (4) 輸 送 従 事 者 | 輸送車の運転者及びその同乗者をいう。  |
| (5) 荷 送 人     | 充填容器等の輸送開始時において、実際に輸送を行う者に高圧ガスを充填した状態で当該容器を直接引き渡した第一種製造者及び販売業者等をいう。                         |
| (6) 荷 受 人     | 輸送業者等から輸送された高圧ガスを受け入れる第一種製造者及び消費者等をいう。  |

### (適 用)

第3条 この基準は、千葉県内を運行する輸送車に対して適用する。

### (輸送従事者の心得)

第4条 輸送従事者は、関係法令を遵守するほか、輸送する高圧ガスの特性、高圧ガス容器等の取扱い及び緊急時の措置等についての基礎的な知識を習得し、危害の予防に努めなければならない。

### (輸送従事者の資格)

第5条 輸送従事者のうち運転者又は同乗者のいずれか1名は、次の各号に掲げる者でなければならない。ただし、第(2)号エからキまでの者が輸送することができる高圧ガスは、液化石油ガスに限るものとする。

#### (1) 高圧ガス移動監視者(以下「移動監視者」という。)

次に掲げるもののうち、いずれか一に該当する者

ア 高圧ガス製造保安責任者免状(冷凍保安責任者免状を除く。)の交付を受けている者

イ 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者(特殊高圧ガスを含む。)

#### (2) 高圧ガス輸送員(以下「輸送員」という。)

次に掲げるもののうち、いずれか一に該当する者

ア 移動する高圧ガスの製造の作業に1年以上の経験を有する者

イ 高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者

ウ 移動監視者経験認定書を有する者又は高圧ガス保安協会の行った高圧ガスの移動に係る講習を修了した者

- エ 液化石油ガス業務主任者代理者講習を修了した者
- オ 液化石油ガス保安業務員講習を修了した者
- カ 液化石油ガス調査員認定書を有する者又は調査員講習を修了した者
- キ 液化石油ガス充てん作業講習を修了した者
- ク 第19条に規定する団体が行う所定の講習を修了した者、その他各都道府県知事等が適格と認めた者

(輸送中の監視義務等)

第6条 次の各号に掲げる高圧ガスを輸送するときは、移動監視者に当該高圧ガスの状態について監視させるとともに、常に、第5条第(1)号ア又はイに掲げる免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯させること。また、空気、不活性ガス、次の第(1)号又は第(2)号に掲げる数量未満の高圧ガスを輸送するときは、輸送員に当該高圧ガスの状態について監視させること。

(1) 圧縮ガスのうち次に掲げるもの(第(3)号に掲げるものを除く。)

ア 容積300立方メートル以上の可燃性ガス及び酸素

イ 容積100立方メートル以上の毒性ガス

(2) 液化ガスのうち次に掲げるもの(第(3)号に掲げるものを除く。)

ア 質量3000キログラム以上の可燃性ガス(液化石油ガスを含む。)及び酸素

イ 質量1000キログラム以上の毒性ガス

ウ 一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

(3) 特殊高圧ガス

(保安教育)

第7条 輸送業者等は、輸送従事者に対し、年1回以上、高圧ガス保安法、輸送する高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置等について教育及び訓練を実施すること。また、輸送業者等は、移動監視者及び輸送員に対し、年1回、第19条に規定する団体が行う講習を受けること。

(警戒標)

第8条 輸送車(容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒ガスに係わるものを除く。))のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。)には、次の各号に掲げる警戒標を取り付けなければならない。

(1) 取付位置 取付位置は、車両の前方及び後方から明瞭に見える場所とする。

(2) 大きさ 横寸法を車幅の30%以上、縦寸法を横寸法の20%以上の長方形とし、正方形又は正方形に近い形状の警戒標を用いる場合には、その面積を600平方センチメートル以上とする。

(3) 文字 「高圧ガス」

(4) 色彩 地色は黒、文字は黄色(JIS K5673 安全色彩用けい光塗料)とする。

(5) 材料 金属板とする。

2 次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、前項の規定にかかわらず、警戒標を取り付けないことができる。

(1) 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において緊急時に使用するための充填容器等。

(2) 冷凍車、活魚運搬車等において輸送中に消費を行うための充填容器等。

(3) タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）

(4) 当該車両の装備品として積載する消火器。

(積 載)

第9条 輸送従事者は、輸送車について、次の各号の基準に適合するよう留意しなければならない。

(1) タンクローリ等については、次の事項を確認すること。

ア 容器及び配管等にガス漏れ又はゆるみがないこと。

イ 輸送する高圧ガスの名称が表示する高圧ガスの名称と一致していること。

(2) 車両の最大積載量を超えて積載しないこと。

(3) 充填容器等は、荷くずれ、転倒、転落等を防止するため、車両の荷台の前方に寄せるように積載し、かつ、歯止めをし、ロープ等を使用して容器相互及び集結容器と車両との緊縛又は、容器とフレーム及び集結容器と車両との固定を確実に実施すること。

(4) 圧縮ガスの充填容器等は、原則として横積みとすること。

(5) アセチレン及び液化ガスの充填容器等は立積み又は斜め積みとし、液化石油ガスの容器であって10キログラム入り以下のものを除き、1段積みとすること。ただし、斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、充填容器等の側面と荷台との角度は20度以上とし、かつ、その角度を保持できる措置を講ずること。

(6) 容器を横積みにするときは、横くずれに対して十分な歯止めをし、かつ、確実にロープを掛け、又は網掛けを実施し、転落、転倒等を防止すること。

(7) 液化石油ガス45キログラム入り以上の容器の積載又は10キログラム入り容器を2段積みにする場合は、両側のあおり板の高さを80センチメートル以上とし、ロープ掛けを実施すること。

(8) 使用するロープ及び網ひもは「JIS L2701 第2類マニラロープ1種」に該当するもの、又はこれと同等以上の十分な強度を持つもので、その径が12ミリメートル以上のものであること。

(9) 高圧ガス容器には、バルブの損傷を防止するため、キャップをすること。ただし、バルブプロテクターのある容器は、この限りでない。

(10) 充填容器等と消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物と同一の車両に積載して輸送しないこと。ただし、液化石油ガス、圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積120リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積120リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。

(11) 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器を同一の車両に積載しないこと。

(12) 酸素の充填容器等と可燃性ガスの充填容器等を混載するときは、これらの充填容器等のバルブが向き合わないようにする。特に事故防止に留意すること。

(13) 毒性ガスの充填容器等を積載するときは、木枠又はパッキンを施すこと。

(14) アルシン又はセレン化水素を輸送する車両には、当該ガスが漏えいしたときの除害の措置を講ずること。

(輸 送)

第10条 輸送車を運転する場合は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲

げる事項に留意しなければならない。

- (1) 運行計画に基づいて、余裕ある運行をすること。
  - (2) 安全運転を第一に心掛けること。
  - (3) 繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合、その他やむを得ない場合には、この限りでない。
  - (4) 第6条第(1)号から第(3)号に掲げる高圧ガスを輸送するときは、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次のいずれかに該当して移動する場合は交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。この場合、いずれか1人が移動監視者の資格を有すること。
    - ア 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転を中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合
    - イ 一の運転者による運転時間が、一日当り9時間を超える場合
  - (5) 輸送車が長距離運転又は悪路を通過したときは、途中適宜安全な場所に停車し、搭載機器、弁及び配管類を点検すること。
  - (6) 車両がガード下を通過するときは、ガードの高さに注意し、車両の上部がガード下に接触するおそれのあるときは、他の道へ迂回すること。
- (駐 車)

第11条 輸送車を駐車させるときは、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 高圧ガス保安法に定める第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件の密集している地域を避け、かつ、交通量の少ない安全な場所を選ぶこと。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒ガスに係わるものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。
- (2) 駐車するときは、高圧ガスの温度を40度以下に保つよう配慮するとともに、ブレーキを確実にかけ、車輪止めをすること。
- (3) 圧縮ガスで300立方メートル(液化ガスにあっては、3000キログラム)以上の高圧ガスを積載した輸送車が、2時間以上にわたって駐車するときは、高圧ガス保安法第16条の許可を受けて設置する第一種貯蔵所又は、同法第17条の2の届け出て設置する第二種貯蔵所以外の場所に駐車してはならない。
- (4) 輸送従事者は、食事その他やむを得ない場合を除いて、短時間でも車両を離れてはならない。やむを得ず離れる場合でも、常に目の届く範囲にいるようにすること。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒ガスに係わるものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。

(防災資器材等)

第12条 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の輸送車には、輸送車用常備工具のほか、消火器、資材、工具等を備え、さらに毒性ガスの輸送車は、保護具、薬剤を高圧ガスの特性に応じて備え付けなければならない。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒ガスに係わるものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあっては、この限りではない。なお、それ以外の高圧ガスの輸送に際しても、備え付けることが望ましい。

(携行品)

第13条 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、毒性ガス又は特殊高圧ガスを輸送するときは、次の各号に定める携行品を所持すること。なお、それ以外の高圧ガスの輸送に際しても、できる限り所持すること。

(1) 移動注意書(イエロー・カード)

高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面であって、かつ、(一社)日本化学工業協会が推進している「物流安全管理指針に係わる緊急連絡カード」とし、別記1の例に示すイエロー・カードの様式によるものとする。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒ガスに係わるものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあつては、この限りではない。

(2) 各都道府県高圧ガス地域防災協議会会員証明書又は防災事業所に係る書面等

事故等が発生した際に共同して対応するための組織に加入している証として、各都道府県高圧ガス地域防災協議会会員証明書(写し)又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者、その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置として、防災事業所を記載した書面(これはそれぞれとの申し合わせをした書面であるのが望ましい。)等とする。

(3) 高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図

別記2の高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図とする。

(4) 東海地震マニュアル

別記3の警戒宣言発令時における高圧ガス輸送車の対応措置等を記入したカード(以下「東海地震マニュアル」という。)とする。

(点検)

第14条 輸送業者等、荷送人及び荷受人は、次の各号に定めるところにより車両及び附属品の点検を行わなければならない。

(1) 輸送業者等は、運行前、荷役時及び運行後に日常点検を行うとともに、定期的に車両及び附属品の点検を行い、整備等に努めること。

(2) 輸送業者等及び荷送人又は荷受人は、荷役時にその作業について、相互に立会い、異常のないことを確認すること。

(3) 輸送車の点検事項については、第19条に規定する団体が定めた「高圧ガス輸送車点検基準」により行うこと。

(緊急時の措置)

第15条 輸送事業者は、車両に積載している高圧ガスによって事故が発生したときは、速やかに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 速やかに安全な場所まで移動し、応急措置を行うこと。

(2) 状況に応じ、第13条に規定する高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図により、事故発生時刻、ガスの種類、事故発生場所等を最寄りの消防機関又は警察官及び荷送人へ連絡するとともに、付近の住民に警告し、危険区域の人々を安全な場所に避難させること。

(警戒宣言発令時の措置)

第16条 輸送従事者(第6条第(1)号から第(3)号に掲げる高圧ガスを輸送する者に限る。)は、大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発令されたときは、高圧ガス輸送車の対応措置を東海地震マニュアルに従って講じなければならない。

(大地震発生時の対応)

第17条 大地震が発生したときは、落ち着いて行動し、まず何をすべきかを考え、次の各号により対応すること。

(1) 走行中の場合

ア 走行中に地震を感知したときは、前後の車両に注意しながら道路左端の安全な場所に停車すること。地震の規模によっては運転不能の状態になるので、直ちに停車して様子を見ること。高速道路を走行中は、特に停車位置を判断して下記イの安全な場所を選ぶこと。

イ 安全な場所とは、次に掲げる場所をいう。

(ア) 建物、構造物等が倒れかからない場所

(イ) 落下物の危険のおそれのない場所

(ウ) 地盤が平坦な場所

(エ) 路肩が崩れ車両が転倒するおそれのない場所

(オ) 火災の延焼を受けるおそれのない場所

ウ 停車したときは、エンジンスイッチを切り、サイドブレーキを確実に引き、車両が自走しないようにすること。余裕があれば車輪止めをすること。

エ 地震の規模によっては、キーをつけたまま退避すること。

オ 輸送車等に災害が発生した場合は、第15条の規定に従って行動すること。

(2) 地震の揺れが収まったときの措置

ア 容器、附属品、配管及び車両に異常がないか点検すること。

イ ラジオ等により被害の状況及び道路状況等を判断し、荷卸し先及び自社に状況を速やかに連絡するとともに行動の指示を受けること。

ウ 連絡が不能のときは、荷卸し先に行き指示を受けること。

エ 走行に当たっては、警察、消防等の指示に従うこと。

(3) 基地又は荷卸し先の場合

ア 停車中又は作業中の場合は、保安係員等の指示に従うこと。

イ 輸送従事者が危険と判断したときは、安全を確保できる措置を講じた後、退避すること。

ウ 荷役作業を再開するときは、必ず保安係員等の立会のもとに安全を確認してから行うこと。

(緊急連絡体制の確立)

第18条 千葉県高圧ガス地域防災協議会は、高圧ガス輸送の安全を確保するため、必要に応じ、関係機関等の連絡協議会を開催することとする。

(講習等)

第19条 この基準において、第5条第(2)号ク及び第7条並びに第14条第(3)号に規定する団体とは、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会、一般社団法人千葉県LPガス協会、千葉県冷凍空調設備協会及び千葉県高圧ガス流通保安協会をいう。

附 則

1 この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。

別記1

品名	液化石油ガス	国連番号	1075
<b>災害拡大防止措置</b>			
特記事項	処理剤		
<p>① 液化石油ガスは、空気より重く（相対密度：プロパン1.55、ブタン2.08）、かつ、低い濃度でも着火する（爆発下限1.8%）ため、ガス漏えい時は必ず容器を直立して漏えい量を極力少なくするとともに、ガスの滞留防止と近くの火気からの引火に注意する必要がある。</p> <p>② 蒸気圧：40℃で0.278～1.53MPa以下〔ゲージ圧〕          爆発範囲：1.8～9.5%（空气中）          相対密度：1.55～2.08（空気より重い）          色・におい：無色・着臭（一部工業用は無臭）</p>			
<p><b>漏えい・飛散したとき</b></p> <p>① 通風を良くしてガスが滞留しないようにする。転倒容器は必ず直立して処置をする。</p> <p>② a) ガス取出口から漏えいしているときは、容器バルブを増締めした後、パッキン及び口金キャップを取り付ける。          b) グランド部等から漏えいしているときは、漏えいしている部分を静かに増締めする。          c) 容器の安全弁から漏えいしているときは、容器本体に散水して冷却する。</p> <p>③ 漏れが止まらないときは、          a) 防災キャップ（パッキン必要）を装着し漏れを止める。          b) 着火源を避け、通風の良好な安全な場所で大気に拡散させる。</p> <p><b>周辺火災のとき</b></p> <p>① 容器を安全な場所へ移動する。          ② 移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水する。</p> <p><b>発火したとき</b></p> <p>① 近くに着火源がなくガスが滞留しない安全な場所で、風上より消火し、漏えい防止処置を施す。          ② 容器の温度が高い場合は、発火している容器及び周辺の容器に散水して冷却した後、周辺の容器を安全な場所に移動する。          ③（その他の処置方法）          周辺及び漏えい状況等から判断して、消火するとかえって危険性が増すと考えられるとき等は、火災の拡大・類焼を防止するため、周辺に噴霧散水しながら、容器内の液化石油ガスがなくなるまで燃焼させる。</p> <p><b>救急措置</b></p> <p>①（火傷の処置）          水を用いて患部を冷やし、できるだけ早く医師の手当てを受ける。          ②（凍傷の処置）          温めのお湯で患部を暖め、できるだけ早く医師の手当てを受ける。          ③（酸欠の処置）          新鮮な空気のある場所に移す。呼吸困難な場合は酸素吸入を施す。          できるだけ早く医師の手当てを受ける。</p>			

品名	液化石油ガス	国連番号	1075
----	--------	------	------

該 当 法 規 ・ 危 険 有 害 性

消 防 法						毒物及び劇物取締法			高圧ガス保安法		道路法			
類 別						指 定 可 燃 物	性 質 (法別表)	品 名 (法別表)	毒 物	劇 物	特 定 毒 物	一 般 高 圧 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス	施 行 令 第19条の 12、13に 該 当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類									
												●	●	
特 性	危 険 性				有 毒 性			環 境 汚 染 性		性 状				
	禁水性	爆発性	支燃性	可燃性	有 毒 ガ ス 発 生			目・皮膚に 触れると危険	河川への 流入注意	固 体	液 体	気 体	水 溶 性	
					常温	加熱時	水に 接触							
		●		●							●			

事故発生時の応急措置

- ① 車両を安全な場所に移動する(人家や人ごみを避け、エンジンを停止し、車止めをする。)
- ② 事故の発生を大声で告げ、付近の人を風上に避難させる。
- ③ 付近の着火源を取り除き、かつ、火花等による着火に注意する。
- ④ 容器を覆っているシート等を取り除き、ガスが滞留しないようにする。  
(空気より重いので、低い所に滞留しやすい。)
- ⑤ 風上より災害拡大防止措置(消火、容器の直立、漏れ止め、容器冷却、容器移動等)を行う。災害拡大防止措置が困難な場合は、自ら速やかに避難する。
- ⑥ 下記事項を消防署、警察署に通報する。
- ⑦ 関係機関(荷主会社、運送会社、地域防災組織等)へ連絡する。

緊急通報

119 (消防署)      110 (警察署)      高速道路の非常電話

[緊急通報例]

- ① いつ                      ○○時○○分頃
- ② どこで                    ○○市○○地区(国・県・市)道○○号線○○付近で
- ③ なにが                    「液化石油ガス(高圧ガス、可燃性ガス)」が
- ④ どうした                漏れています、漏れて火災になっております
- ⑤ ケガ人は                ケガ人がいます(救急車をお願いします)      ケガ人はいません
- ⑥ 私の名前は            ○○運送会社      ○○です

緊急連絡 (特に休日・夜間に確実に連絡がとれる部署の電話番号を記入する)

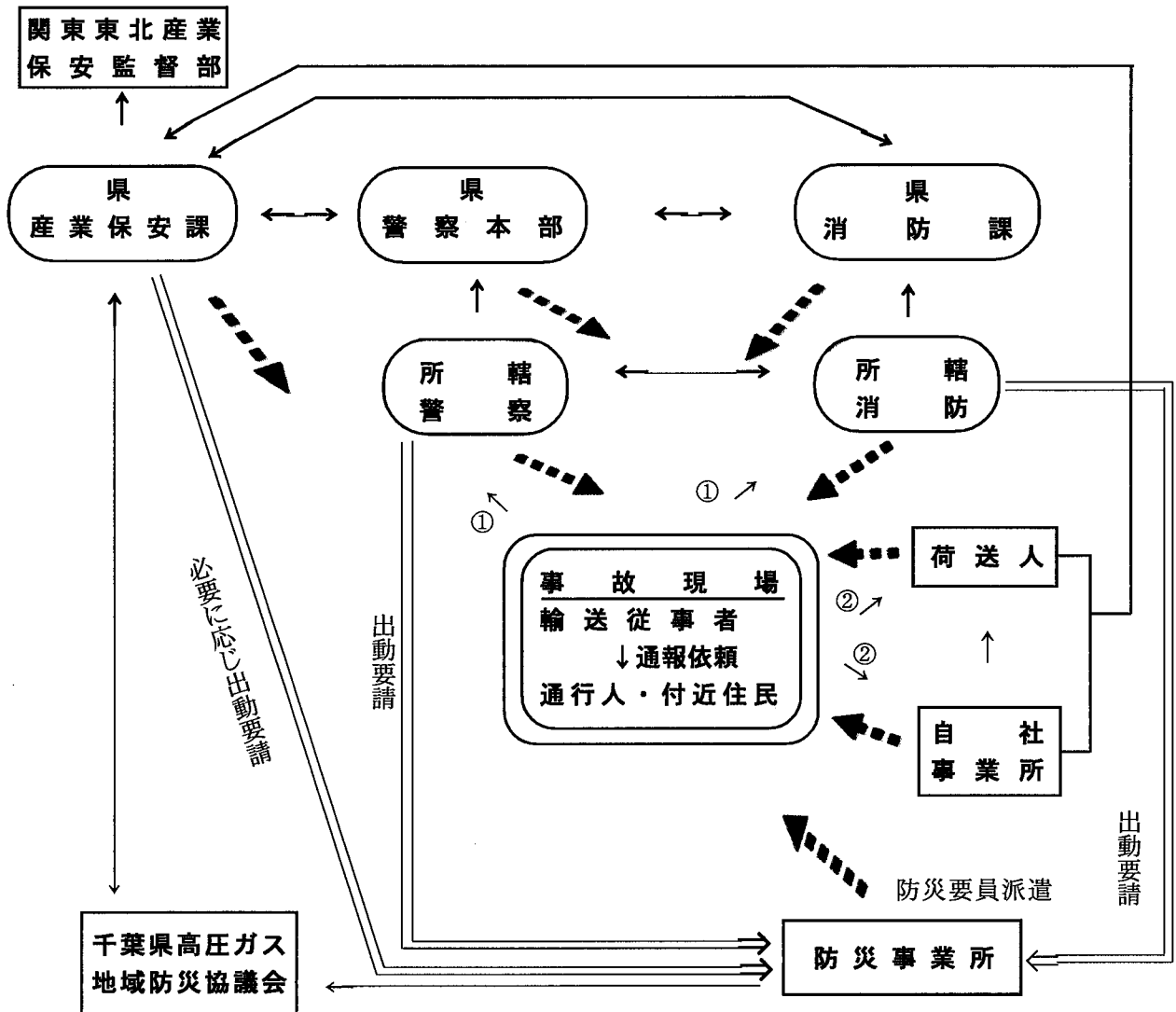
荷主会社 (緊急連絡先会社)	
住 所	
電 話	平日・昼間 休日・夜間

運送会社	
住 所	
電 話	平日・昼間 休日・夜間

関東高圧ガス保安団体連合会



## 高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統



- 現場での措置**
- 応急措置**
- ・警察、消防への通報（通行人等に依頼する）
  - ・漏洩ガスの閉止
- 付近住民への警告**
- ・火気の禁止
  - ・退避誘導
- 現場の警備**
- ・周辺の警戒
  - ・交通遮断
- 防災活動**
- ・消火
  - ・除害（毒性ガス）
  - ・医療救護

- 凡 例**
- ← 通報を示す
  - ① ② 通報順位を示す
  - ⇒ 出動要請を示す
  - ←... 現場への出動を示す

警戒宣言発令時における高圧ガス輸送車の対応措置

(常時携行用)

◎ **警戒宣言** は、内閣総理大臣が「東海地震が間もなく（2～3日以内又は数時間以内）発生します。それぞれの立場で防災の準備をしてください。」と発表します。この警戒宣言が発令されたら、高圧ガス輸送車の運転者は、①まず冷静に落ち着くこと。②今どこで何をしているのかを確認すること。③情報は、ラジオやその場所の責任者から聞いて知り、デマにまどわされないこと。④今どこで何をしているかによって次の措置をしてください。

	出荷施設にいるとき	輸 送 途 中 の と き	荷受施設にいるとき	空 車 の と き
<b>強 化 地 域</b> 静岡県内 神奈川県内の一部 山梨県内の一部	施設責任者の指示に従い、基本的に次の措置を行う。 1. 指示により作業を中止し、構内の安全な場所に車を移動した場合は、下記 <b>太枠</b> 内により措置する。	1. 現場警察官・消防官の指示がある場合は、これに従う。 2. <b>カーラジオ</b> 等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 3. 輸送を中止し出荷施設か車庫へ戻る。 4. 神奈川・山梨県であるときも原則として輸送を中止し出荷施設か車庫へ戻る。 ただし、この場合出荷施設又は車庫までの距離、屈先までの距離あるいは、道路の交通事情、安全態勢等の状況によっては屈先へ輸送する。 5. 走行を継続する場合は、次のように低速走行すること。 高速道路40km 首都高速・一般道路20km 6. 車輛を置いて避難する時は、下記 <b>太枠</b> 内により措置する。	施設責任者の指示に従い、基本的に次の措置を行う。 1. 指示により作業を中止し、できる限り民家等から離れた広い場所に移動し、下記 <b>太枠</b> 内により措置する。	1. 車の前後の見やすい位置に備え付けの「空」の表示を掲示する。 2. 現地の警察官・消防官の指示に従う。 3. 車庫へ戻る。

**駐停車の措置**

- ① エンジンを止めサイドブレーキ・車止め等で車両が暴走しないようにする。
- ② 各バルブの閉止状態を点検確認する。
- ③ 消火器は直ちに使用できる状態にして置く。
- ④ エンジンキーはつけておき、ドアロックはしない。

	出荷施設にいるとき	輸 送 途 中 の と き	荷受施設にいるとき	空 車 の と き
<b>強化地域隣接地域</b> 千葉県内 東京都内 神奈川県内 埼玉県内 山梨県内 長野県南部内	施設責任者の指示に従い、基本的に次の措置を行う。 1. 指示により作業を中止し、構内の安全な場所に車を移動した場合は、上記 <b>太枠</b> 内により措置する。	1. 現地警察官・消防官の指示がある場合は、これに従う。 2. <b>カーラジオ</b> 等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 3. 屈先が強化地域である場合は、輸送を中止し出荷施設か車庫へ戻る。 4. 屈先が神奈川・山梨県であるときも原則として輸送を中止し出荷施設か車庫へ戻る。 ただし、出荷施設又は車庫までの距離、屈先までの距離あるいは、道路の交通事情、安全態勢等の状況によっては屈先へ輸送する。 5. 屈先が上記以外の時は、輸送を続ける。 6. 道路の交通事情、安全態勢の状況により、やむを得ず一時駐車するときは、できる限り民家等から離れた広い場所に移動し上記 <b>太枠</b> 内により措置する。	施設責任者の指示に従い、基本的に次の措置を行う。 1. 荷卸中又は待機中であっては、消火体制、緊急遮断体制を強化する。	1. 車の前後の見やすい位置に備え付けの「空」の表示を掲示する。 2. 現地の警察官・消防官の指示に従う。 3. 車庫へ戻る。
上記以外の地域	<b>カーラジオ</b> 等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。			

※ 一般ガスのバラ積車にあつては、特に転倒・転落防止措置について点検確認を行う。

指導 千葉県 93.06 発行 社団法人 千葉県高圧ガス保安協会